

保育所入所のてびき (2024年度版)

このてびきには、支給認定申請や保育所の入所申込みをするために必要な手続きや書類等について重要なことをご案内しています。

保育所入所を希望される方は、内容をよく読んでからお申込みください。



入所申込には、
個人番号(マイナンバー)
が必要です！
忘れないでね

☆保育所とは、保護者が就労や病気などの理由により、家庭でお子様を保育できない場合に、保護者に代わって一定時間お子様をお預かりして保育を行う施設です。

※保育所とは、「認可保育所」、「認定こども園（保育園部分）」、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」をいいます。

白石町役場保健福祉課 こども未来係

1. 保育の必要性の認定

新制度では、保育所を利用するためには「保育の必要性の認定」を町から受ける必要があります。

なお、認定は次の3つの区分があり、保育所を利用できるのは、2号、3号認定を受けた方です。

(1)3つの認定区分

●1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

【利用できる主な施設】幼稚園、認定こども園

●2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【利用できる主な施設】保育所、認定こども園

●3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【利用できる主な施設】保育所、認定こども園、地域型保育事業

※地域型保育事業については、現在白石町内にはありません。

(2)保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

●「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。1日最長11時間で必要となる時間利用可能

●「保育短時間」利用

主に、パートタイム勤務を想定した利用。1日最長8時間で必要となる時間利用可能

2号認定・3号認定の対象となる場合には、就労等の理由に応じて保育の必要性を認定します。提出された書類を基にそれぞれの保護者の状況から判断し、保育短時間か保育標準時間に区分します。



保育を必要とする理由	保育の必要性の認定区分	認定の有効期間
①就労（家庭外・家庭内労働）	保育短時間 (就労時間…月48時間～119時間)	就労している期間 (最長で小学校就学の始期に達するまで)
	保育標準時間 (就労時間…月120時間以上)	
②保護者の疾病、障害	申請内容により 保育短時間/保育標準時間	療養が必要でなくなるまで
③同居または長期入院している親族の看護・介護	申請内容により 保育短時間/保育標準時間	看護・介護の必要がなくなるまで
④災害復旧	保育標準時間	災害復旧が終了するまで
⑤虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間	危険性がなくなるまで
⑥妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の前2か月間、 後3か月間
⑦求職活動	保育短時間	入所した日から2か月間
⑧就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学時間により 保育短時間/保育標準時間	卒業(修了)の日の属する月末まで
⑨育児休業取得中に、すでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる場合	保育短時間	最長、育児休業対象児の年齢が1歳になる年の年度末まで
⑩その他、上記に類する状態として白石町が認める場合	申請内容により 保育短時間/保育標準時間	町長が必要と認める期間

※育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づいたもの

※保育を必要とする理由や申請内容によって認定区分の基準を定めていますが、勤務時間帯等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合には、保護者の申請により標準時間認定をできる場合があります。

保育短時間と保育標準時間の切り替えは、保護者からの申請に基づいて行います。

【例1】父…就労時間160時間（週5日×1日8時間）
母…就労時間 80時間（週5日×1日4時間）
もしくは求職活動中

●「保育短時間」利用

【例2】父…就労時間160時間（週5日×1日8時間）
母…就労時間120時間（週5日×1日6時間）
もしくは妊娠・出産

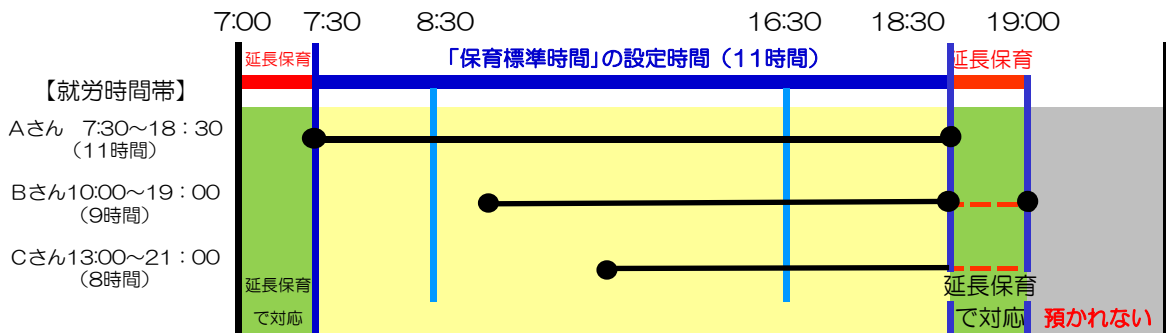
●「保育標準時間」利用

保育時間認定による利用時間の例

※下記図は、あくまでも一般的な例です。

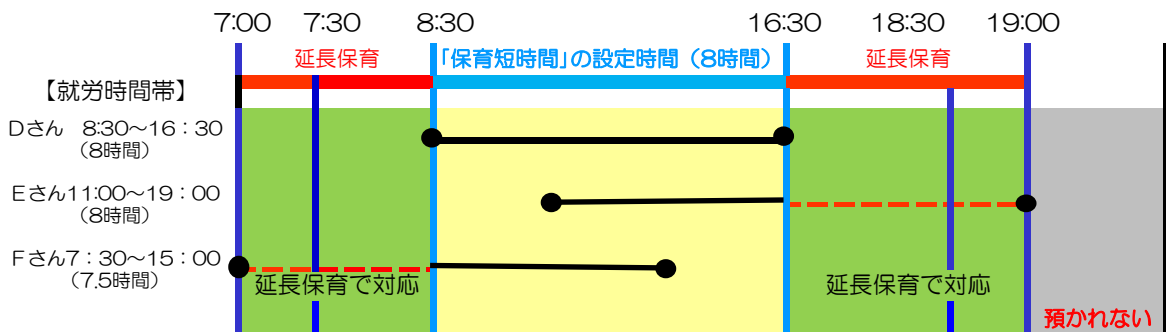
「保育標準時間」利用の場合(例)

※留意事項 利用可能時間は、保育所が通常開所している時間の範囲内での利用となります。



「保育短時間」利用の場合(例)

※留意事項 利用可能時間は、保育所が通常開所している時間の範囲内での利用となります。



※この図での開所時間や、「保育標準時間」「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。

実際の時間は、保育所によって異なりますので、ご注意ください。

※実際に保育所を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、保育所で定められた時間までに登園する必要があります。

★延長保育について

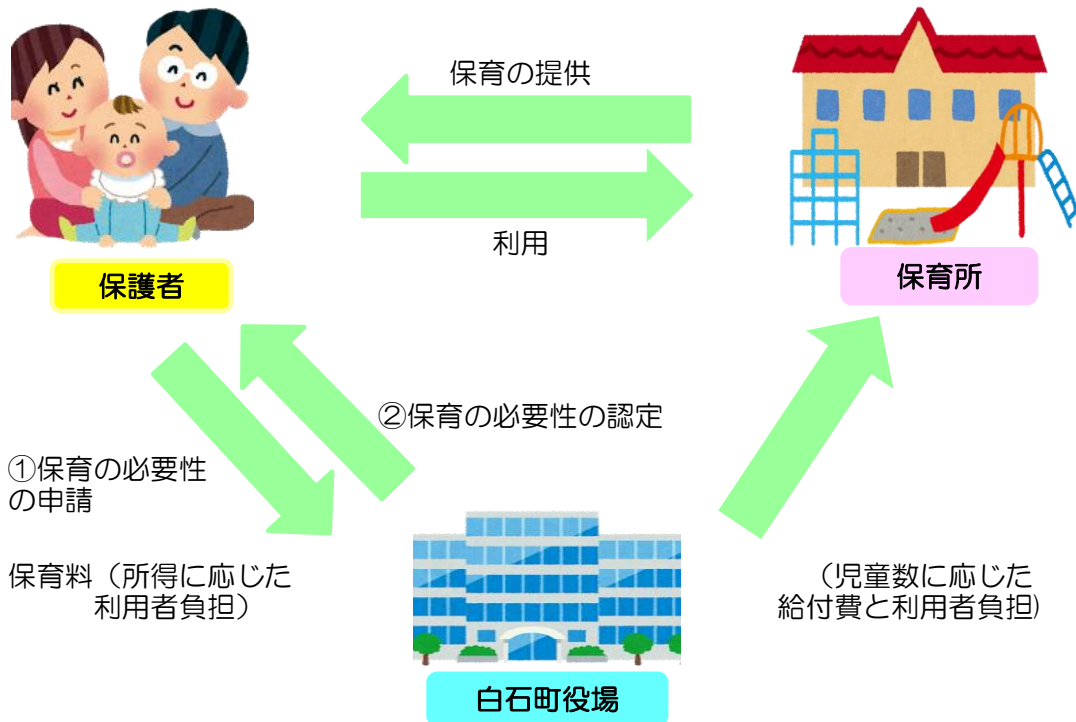
町内の保育所の延長保育を利用される場合は、「保育短時間利用」の場合は1日につき100円、「保育標準時間利用」の場合は、1日につき50円となります。

☆保育所の開所時間は、午前7時00分から午後7時00分まで（ありあけ幼稚園除く）となっていますので、開所時間内でのご利用をお願いします。



2. 利用手続きについて

現在保育所を利用している方（継続）は保育所を通じて、また新規の方は役場保健福祉課こども未来係で「支給認定申請書（兼入所申込書兼現況届出書）」を配布します。保育を必要とすることを証明する書類を添付して提出してください。



保育所入所手続きの際に、個人番号(マイナンバー)の記載・提示が必要です！

マイナンバー制度の実施に伴い、「支給認定申請書(兼入所申込書兼現況届出書)」の提出の際に、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

また、手続きの際には次のとおり本人確認(申請者の確認)をさせていただきます。

【本人確認に必要なもの】

個人番号が確認できる書類	身元の確認ができる書類
マイナンバーカードの場合、マイナンバーカードのみで番号確認・身元確認ができます	
通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等	運転免許証等(顔写真のついているもの)等

※運転免許証等(顔写真のついているもの)がない方については、保険証や年金手帳など官公署の発行する書類を2つ以上提示することが必要です。

【申請者以外が手続きをする場合】

本人(申請者)の個人番号が確認できる書類のほか、代理人の方の身元が確認できる書類(マイナンバーカードまたは運転免許証等)が必要となります。

※代理で手続きする方が、「配偶者」や「同居の親族」の場合でも必要になります。

(1)申請書類

【必ず提出いただく書類】

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼入所申込書兼現況届出書）※児童一人につき必ず1枚提出が必要です。
- ②保育の必要性を証明する書類（別表参照）
※児童の父母と、小学校～大学・専修学校生以外の児童の兄弟姉妹、65歳未満の同居する祖父母等すべての方の証明を添付してください。
- ③誓約書
- ④児童調査票（新規で入所される児童のみ）



（別表）【保育の必要性を証明する書類】

入所を希望される児童の世帯員それぞれについて、該当する書類を提出してください。

保育を必要とする理由		必要書類	記入・証明者
①就労	【外勤の場合】	就労証明書	事業主
	【自営業の場合】	自営業証明書	地域の民生委員
	【農業・漁業等】		内職の支給先
	【内職の場合】		
②保護者の疾病、障がい	医師の診断書、もしくは障害者手帳等の証明書類の写し	医療機関等	
③同居または長期入院している親族の看護・介護	同居親族等の状態がわかる書類（医師の診断書、介護保険被保険者証の写し、看護証明書）	医療機関等や地域の民生委員	
④災害復旧	罹災証明書等の証明等	役場	
⑤虐待やDVのおそれがあること	—	—	
⑥妊娠・出産	母子手帳の写し	保護者	
⑦求職活動	ハローワークカードの写し	—	
⑧就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	就学証明書	学校長	
⑨育児休業取得中に、すでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる場合	就労（内職）証明書・自営業証明書 *産前産後休暇・育児休業期間欄に期間を明記すること	事業主	

※他にも、必要に応じて提出していただく書類等があります。

※兄弟姉妹が同時入所する場合は、提出書類は1部で結構です。

(2)申請の際の注意点

- ・必要な書類がすべて揃っていないと受付できません。
- ・提出いただいた書類の記載内容に虚偽があったときは、入所決定を取り消すことがあります。

(3) 家庭状況等の変更に伴う手続き

利用申し込み後や利用中に、次に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに申し出をし、「支給認定(変更・取消)申請書」と必要書類を提出してください。

☆「保育の必要性の理由」が変わった場合(例: 就労⇒妊娠・出産、求職活動⇒就労など)

☆就労先や就労内容(勤務時間など)が変わった場合

☆保護者(父母)の離婚・再婚・死別があった場合

☆祖父母など、親族と同居を開始したり、同居を解消した場合

☆確定申告などにより、市町村民税が変わった場合(保育料が変わる場合があります。)

☆その他、申込書類の記載内容に変更がある(あった)場合

なお、認定内容の変更は、事実発生日又は変更申請書等の提出日のいずれか遅い方の翌月からとなります。

(4) 退所について

年度の途中に保育所を退所する場合は、「保育所退所届」の提出が必要になります。提出がない場合は、保育所入所中とみなされ、保育料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

3. 保育料(利用者負担)について

(1) 保育料の決定について

保育料(利用者負担)は、対象児童の令和6年4月1日時点の満年齢と、保護者(基本的に父母、ただし同居する父母以外が家計の主宰者と認められる場合はその方を含む)の市町村民税額(所得割課税額)を基に算定します。

階層区分及び保育料の決定は、毎年4月と9月に行います。

4月から8月分の保育料は前年度(令和5年度)の市町村民税額を基に、9月から3月分は、当年度(令和6年度)の市町村民税額を基に算定します。

年度途中で2歳、3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

また、年度途中で入所した場合も、対象児童の令和6年4月1日時点の満年齢より決定されます。

★毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料

当年度の市町村民税額に基づく保育料

(2)保育料の無償化及び給食費について

保育料の無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象です。

(注)幼稚園(1号認定)については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

無償化に伴い、給食費については、まとめて(主食が現物給付の場合は副食費のみ)保育所にお支払いいただくことになります。(副食費については所得により免除有り)

(3)保育料の軽減について

就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合、第2子は半額に、第3子以降は無料となります。

また、白石町独自の軽減策として同一世帯に扶養義務者と生計を一にする18歳未満の子どもが3人以上同居している場合の第3子のひとり入所について、各階層の保育料から30%軽減を行います。

《多子世帯、ひとり親世帯等への軽減範囲拡充》

多子世帯軽減

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にする子どものうち第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ひとり親世帯等軽減

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯)については、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にする子どものうち、第1子は半額、第2子以降は無料となります。

世帯に在宅障がい者(児)がいる方は…

☆保育料が軽減される場合がありますので、その方の手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害者年金証書)の写しを提出してください。提出がない場合は、保育料の軽減は行いませんのでご注意ください。



(4)保育料の納付について

【納付方法】

・保育料は、毎月月末（月末が金融機関休業日の場合は、翌営業日）が納入期限となります。

- ・保育料は、口座振替と納付書払のどちらかでお支払いいただけます。
- ・口座振替のお申込みは、希望される金融機関の窓口でお手続きください。

その際、通帳と届出印、身分証明書をご持参ください。

※預金不足で引き落としができない場合、再振替ができませんのでご注意ください。

・納付書でお支払いの場合は、各金融機関の窓口、役場会計室ほかコンビニエンスストアでも納付ができます。

〈納付書払い・口座振替ができる金融機関〉

佐賀銀行・佐賀共栄銀行・佐賀県農協各支所・佐賀西信用組合
九州ひぜん信用金庫・九州信漁連白石・新有明・福富営業店
九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く）

〈納付書払いができるコンビニエンスストア〉

セブン-イレブン デイリーヤマザキ
ファミリーマート ポプラグループ
ミニストップ ローソン
ニューヤマザキデイリーストアー MMK設置店

※コンビニエンスストアでまれにバーコードが読み取れない場合がありますが、その時はお手数ですが、上記金融機関等でお支払いください。

なお、認定こども園（保育所部分）の保育料は、各園で徴収されますので、詳しい事は、希望される園にお問い合わせください。

【滞納への措置】

・保育料は、保育所の運営等に必要な財源であることから、毎月指定日までに必ず納入してください。期限までに納付されなかった場合は、滞納処分等を行う場合があります。

・保育料等の利用者負担に滞納がある場合は、保育施設等の入所をお断りすることがあります。

★白石町内の認可保育所

施設名	所在地	開所時間	電話番号
あかり保育園	白石町大字築切292番地2	7:00~19:00	0952-84-2852
須古保育園	白石町大字馬洗1839番地	7:00~19:00	0952-84-2326
有明ふたば保育園	白石町大字戸ケ里2305番地5	7:00~19:00	0954-65-3103
有明わかば保育園	白石町大字深浦5609番地	7:00~19:00	0954-65-3102
みのり保育園	白石町大字新明2804番地10	7:00~19:00	0954-65-3278

★白石町内の認定こども園

施設名	所在地	開所時間	電話番号
福富こども園	白石町大字福富3848番地1	7:00~19:00	0952-87-2800
六角保育園	白石町大字東郷2544番地	7:00~19:00	0952-84-2649
ふくたこども園	白石町大字福田315番地1	7:00~19:00	0952-84-2304
ありあけ幼稚園	白石町大字牛屋329番地2	7:30~18:30	0954-65-3015

Q&A

Q1) 前年度に引き続き、現在の保育所の入所を希望していますが、就労証明書等の提出書類がそろわず、受付期間内に提出できそうにありません。どうしたらいいですか？

A1) 支給認定申請は、必要書類がそろっていないと受付できません。期間中に書類がそろわない場合は、利用調整の際、期間内に提出された方に比べて優先度が下がるため、希望の保育所に入所できない場合がありますので、ご注意ください。

Q2) 求職中でも申し込みはできますか？

A2) 「求職活動」も保育を必要とする理由にあたりますので、利用の申し込みはできます。利用後、認定期間内に就労されない場合は退所となります。

Q3) 希望する保育所に必ず入れますか？

A3) 利用希望者数が保育所の利用可能枠数を上回った場合は、提出された書類により、保護者の保育を必要とする理由や世帯状況を判定し、申込世帯の優先度により利用者を選考します。希望する保育所に利用枠がない場合や、利用枠を超える場合にはご希望に添えない場合もあります。

Q4) 仕事を辞めることになりました。継続して保育所に行けますか？

A4) 仕事を辞めた等により、保育を必要とする理由がなくなった場合は、原則退所していただくこととなります。

Q5) 途中入所させたいのですが、どうしたらいいですか？

A5) 空きがあれば途中入所できますので、申し込んでください。
ただし、例年3歳未満児の入所希望が多く、ご希望される保育所への入所が厳しい
こともあります。入所を希望される方は、お早めにご相談ください。

Q6) 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか？

また、保育料はどうなりますか？

A6) 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、町が認定の変更を行うので、
保護者が改めて保育の必要性の申請をする必要はありません。
また、満3歳になった年度中の保育料は3号の保育料のままとなり、翌年度から
2号の保育料（副食費を除く）が無償化されます。

**Q7) お迎えの時間が認定された時間内（8時間または11時間）に間に合わなかった場合
どうなるのでしょうか？**

A7) 各保育所が開所している時間までは延長してお預かりすることが可能です。
ただし、認定された時間を超える時間帯の利用について、延長保育料が
発生します。

Q8) 勤務先に近い、白石町外の保育所に入所させることはできますか？

A8) 勤務先が町外であることや里帰り出産等の理由があれば、白石町外の保育所への
入所は可能です。希望される場合は、白石町で申し込みをしていただき、当該市
町と白石町で入所の調整を行います。相手先の市町の事情（広域入所実施の有
無や入所定員数の関係等）により入所できないことがありますので、あらかじめ
ご了承ください。

Q9) 入所後、大幅に収入が減りました。保育料は下がりますか？

A9) 保育料は、市町村民税により決定しています。現在の収入は翌年度の課税額に影
響し、翌年度9月以降の保育料に反映されますので、収入が下がったから直ちに
保育料が下がるわけではありません。

Q10) 保育所等に見学はできますか？

A10) 保育所等の見学は、基本的にはいつでもできますが、行事等の都合で日を改めて
いただくこともありますので、事前に各保育所等にお問い合わせください。

Q11) 保育所を退所するときは、届け出は必要ですか？

A11) 保育の実施満了（卒園など）の場合は届出不要ですが、保育の実施期間中に途中で
退所される場合は、必ず事前に保育所へ連絡してください。連絡が遅れた場合は、
翌月以降も保育料をお支払いいただくことになります。



★さらに子ども・子育て支援新制度の内容を詳しくお知りになりたい方は

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご参照ください。

➔ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

お問合せ先

★白石町役場 保健福祉課 こども未来係 TEL 0952-84-7116